

家事事件申立手数料及び予納郵便切手一覧表（後見関係事件を除く）

大阪家庭裁判所

事件の種類	事件名	印紙	郵便切手	内訳
調停事件 別二事件	一般調停、別二調停、寄与分審判	1200円	1440円	180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×5、10円×10、5円×10、1円×10 (遺留分侵害額(減殺)請求調停は上記内訳×相手方数)
	別二審判(遺産分割・寄与分を除く)	1200円		500円×4、180円×1、110円×5、100円×4、50円×5、20円×10、10円×10 (当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、180円×1、110円×2、100円×2、10円×2を追加)
	277条調停	1200円	3480円	500円×4、180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×10、10円×10
	遺産分割(調停・審判)	1200円		当事者双方の合計が10名まで1名につき500円×2、110円×5、100円×6、50円×5、10円×10 (当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×5、100円×2、50円×5を追加)
別一事件	下記を除く別一事件(相続放棄、同期間伸長、遺留分放棄を含む。)	800円	550円	110円×5 ※堺、岸和田両支部は、事件名「氏の変更」については、1440円(内訳500円×2、110円×4)、事件名「死後離縁」については、1660円(内訳500円×2、110円×6)
	相続の限定承認	800円		110円×申述人の人数×4
	子の氏の変更	800円	330円	15歳未満の子については、人数にかわらず110円×3 15歳以上の子については、1人あたり110円×3
	保護者選任	800円	330円	110円×3
	失踪宣告	800円	5400円	500円×2、350円×2、110円×30、50円×4、10円×20
	失踪宣告取消	800円	3850円	500円×2、350円×1、110円×20、50円×4、10円×10
	特別養子の①適格確認(※脚注参照)、②縁組成立、又は離縁	800円	4340円	500円×4、110円×20、50円×2、20円×2
	特別代理人選任	800円	880円	110円×8
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告、推定相続人廃除	800円	4240円	500円×4、110円×18、50円×4、20円×2、10円×2
	遺言書検認	800円		110円×(5+相続人の人数×2)
	養子縁組、遺言執行者選任、同辞任	800円	1100円	110円×10 ※堺支部は、事件名「遺言執行者選任」及び「遺言執行者辞任」については1770円(内訳500円×2、110円×7)
	遺言確認、遺言執行者解任	800円	2650円	500円×2、110円×15
	戸籍訂正、就籍	800円	2650円	500円×2、110円×15
	性別の取扱いの変更	800円	1010円	350円×1、110円×6 ※堺、岸和田両支部は、2010円(内訳500円×2、350円×1、110円×6)
	市町村長の処分に対する不服申立て	800円	1690円	500円×2、110円×5、50円×2、20円×2
	遺留分の算定に関する合意の許可	800円		500円×(2+(2×申立人以外の推定相続人数))、110円×(6+(4×申立人以外の推定相続人数)) 5円×申立人以外の推定相続人数、1円×5
	児童福祉施設収容の承認、施設収容期間更新の承認(児福28)	800円	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2 (保護者2名以上の場合は、1名増えるごとに追加500円×2、110円×2)
	引き続いての一時保護の承認(児福33)	800円	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2 (児童が2名以上の場合、15歳以上の児童1名増えるごとに110円×2を追加、保護者2名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×1、5円×1を追加)
別一事件 (財産管理)	相続財産管理人・清算人選任	800円	1550円	350円×1、110円×10、10円×10
	不在者財産管理人選任	800円	3400円	110円×20、100円×10、10円×20
	特別縁故者への相続財産分与	800円	3900円	500円×4、110円×10、100円×4、20円×10、10円×20
	権限外行為許可、財産管理人・清算人報酬付与	800円	110円	110円×1
	相続人捜索公告	800円	570円	350円×1、110円×2
雑事件等	移送申立て		1550円	500円×2、110円×5
	履行命令	500円	3100円	500円×4、110円×10
	間接強制、子の引渡実施決定	2000円	3750円	500円×4、110円×10、100円×4、50円×2、10円×15
	強制執行停止	500円		500円×4、110円×5、100円×2、10円×5(当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×2を追加)
即時抗告	別一事件：収入印紙1200円 別二事件：収入印紙1800円 原審の申立手数料が不要：1000円		3550円	当事者双方の合計が2名まで 500円×2、110円×15、100円×5、50円×5 20円×5、10円×5
			追加 2100円	当事者1名増えるごとに追加 500円×2、110円×6、100円×2、50円×3 20円×3、10円×3

※養親となるべき者が申し立てる場合、①の手数料は不要(②の800円のみ)。郵便切手は①②各別に4340円。

令和6年9月27日実施